⑸　都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、知事認定獣医師及び認定農場に対して当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3　ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

⑴　（略）

⑵　都道府県による設定の見直し

都道府県は、⑴の接種推奨地域の見直し等を受け、ワクチン接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には２の⑵に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4　対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、ワクチン接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかな試験研究用の豚等については、動物衛生課に報告の上、接種の対象から除くことができる。また、ワクチンの接種は、原則として承認された用法・用量及びその参考事項に従って行うこととするが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5　ワクチン接種区域における遵守事項

⑴　（略）

⑵　ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。

⑶　ワクチンの管理

（略）

⑷　（略）

⑸　移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、⑹に定めるところにより実施する。

①　（略）

②　当該農場で採取された精液等（精液、受精卵等の生産物をいう。以下同じ。）（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）

③～⑤　（略）

⑹　移動の管理の方法

①　生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、ワクチン接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

⑸　都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3　ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

⑴　（略）

⑵　都道府県による設定の見直し

都道府県は、⑴の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には２の⑵に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4　対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5　接種区域における遵守事項

⑴　（略）

⑵　ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第７条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

⑶　ワクチン等の管理

（略）

⑷　（略）

⑸　移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、⑹に定めるところにより実施する。

①　（略）

②　当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）

③～⑤　（略）

⑹　移動の管理の方法

①　生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。